

醍醐寺の相続にみる院家・寺家の関係の変化

巽 昌子

はじめに

「本尊聖教者、出世之命脉也」、「所領田園者、世間之財産也」⁽¹⁾。この鎌倉時代末期の四九日仏事廻向文にみられる記述からは、当該期の寺院社会で相承される財産に、本尊や聖教といった「出世之命脉」と、所領や田園といった「世間之財産」とが混在していたことが窺える。だが後述のように、律令体制下では国家が寺院の財産を把握し、また僧尼令では「不得_レ下_レ私畜_二園宅財物_一。及興販出息_上」⁽²⁾と、僧尼が園宅財物を私財として蓄えることや、売買貸借することを禁じていた。それが中世社会では、当然のごとく僧侶による処分・譲与がなされるようになるのである。本来財産の所有を禁じられていた僧侶が財産を所有し、相承するようになる背景には、寺院社会のいかなる変化があったのだろうか。

こうした問題意識に基づき、本稿ではまず寺院社会で相続がなされるようになった経緯をたどり、譲与対象となる財産の内容とその所有者を把握する。その上で寺院社会における財産譲与の変化を明らかにし、それが寺家や院家にいかなる影響を与えたのか、醍醐寺の事例からの追究を試みたい。醍醐寺には伽藍に加えて多くの私房・院家が建立され、それらは師僧から弟子へと相伝されていた。その際に作成された文書が豊富に遺されている点で、醍醐寺は寺院社会の相続を捉える好例といえよう。また鎌倉時代初期の醍醐寺では、座主が寺内に拠点となる院家を所有し、常住したことから、座主

房と醍醐寺政所とが明確に分離しない状況にあった。この特徴に着目することで、財産譲与が院家と寺家の関係に及ぼした影響が鮮明になると考えられる。

醍醐寺に関する先行研究は多分に蓄積されており、殊に相続については、永村眞氏、関口崇史氏等による論考⁽³⁾があるほか、山岸常人氏も他の寺院の例と併せながら考察を行っている⁽⁴⁾。また醍醐寺の組織や構造の面では、伊藤清郎氏が組織や人的構成といった内部構造に、土谷恵氏が座主職と座主房に関して詳細な検討を加えている。本稿ではこれら諸先学に学びながら、平安・鎌倉時代における醍醐寺の相続の様相と、院家と寺家との関係を詳らかにすることを目指していく。

ここで、本稿で用いる「寺家」や「私房」、「院家」といったことばを定義しておきたい。まず「寺家」（惣寺）を寺院全体の経営を担う組織、法人としての寺院組織として捉え、それに対して「私房」を、寺域内にありながら私的な占有と相続を寺家から承認された院・房と位置付けることとする。なお後述の通り、この院・房は坊舎と土地とからなるものがある。では「私房」と「院家」との区別はいかなる点にあるのだろうか。「院家坊領与⁽⁵⁾護持法流等⁽⁶⁾」、不⁽⁷⁾各別⁽⁸⁾可⁽⁹⁾領⁽¹⁰⁾掌⁽¹¹⁾」との文言に着目すると、「院家」と「坊領」、「法流」は揃えて領掌すべきものであったことが分かる。具体的には、私房と同様に坊舎・土地とからなる「院家」と、その経営に必要な「坊領」、さらに本尊や聖教、師僧とその弟子といった、教義の内容を伝える道具と僧侶集団からなる「法流」が「院家」の構成要素であったといえよう。これらのことから、「私房」の中で経営組織の機能と継承する独自の法流を併せ持ったものを「院家」と称することに⁽⁹⁾する。

また、この「院家」の構成要素である、経営組織の機能と継承する独自の法流とを維持するためには、院主・院僧といった住僧の存在が前提となっていた。例えば第二四・二六代座主成賢が「閑居終焉之地」として醍醐寺山内に建立した極楽坊は、寛喜三年（一二三二）の建立当初は成賢の「私房」であったが、建長五年（一二五三）、憲深のときに「折雨賞」として阿闍梨二口が置かれたことを機に、報恩院と号するようになった⁽¹⁰⁾。これは極楽坊が阿闍梨二口を得たことで「院家」の要素を満たしたためと考えられ、住僧が「院家」の中核となる存在であったことを示している。さらに、成賢

による極楽坊の讓状⁽¹²⁾にみられた讓与対象物が堂舎と田園のみであるのに対して、憲深による報恩院の讓状⁽¹³⁾では、堂塔・經藏・房舎・本尊・聖教・道具・資財が讓与対象となっている。この讓与対象物の変化は、経営組織と法流とが備わったことよって、極楽坊という「私房」から報恩院という「院家」へと發展したことを裏付けている。

以上の事柄を基にしながら、まずは寺院社会で相続がなされるようになった背景を探っていきたい。ただし醍醐寺の創建が九世紀後半⁽¹⁴⁾であることから、律令国家体制下での寺院の様相は、傍例から捉えていくことにする。

第一章 私房と師資相承の発生

「はじめに」で触れたように、僧尼令では僧尼の財産の所有が禁じられており、寺院社会において土地をはじめとした財産は「本来僧伽集団共有のもの、もしくは寺という法人に属すべき」ものとされた⁽¹⁵⁾。また、律令体制下では国家が財産を把握するために、寺院に対して資財帳の作成と提出を求めた⁽¹⁶⁾。寺院の縁起とともに記されることが多いことから「縁起流記資財帳」とも呼ばれるこの資財帳には、動産・不動産双方が詳細に記され、それらは仏物・法物・僧物に分類されていた⁽¹⁷⁾。現存しているものとしては天平一九年（七四七）の『法隆寺縁起資財帳』、貞観九年（八六七）の『安祥寺資財帳』⁽¹⁹⁾等があるが、資財帳の提出は一〇世紀初頭を最後にみられなくなる。醍醐寺は九世紀後半に成立したためか、こうした朝廷に提出するための資財帳は見受けられないが、平安時代末から鎌倉時代初頭の醍醐寺僧慶延による『醍醐雜事記』⁽²⁰⁾をはじめとした、醍醐寺創建の経緯を著した流記（寺誌）が確認される。その序には「吾寺素無『流記』」とあり、これ以前に流記がなかったことを受けて記されたことを示している。また、著者の慶延が醍醐寺経営の実務を担う人物であったことから、『醍醐雜事記』は当時の醍醐寺の規模や財源等を示すものにもなっている。朝廷に上申する資財帳ではなくとも、流記の作成によって規模や財源といった、惣寺としての醍醐寺の実態を把握する動きがあったことは注目に値する

であろう。このような、財産を把握する醍醐寺内での動向については後ほど検討することにして、最初に国家への資財帳の提出がなされなくなる背景を考察する。

平安時代末の僧兼賢の解には「法家之習、師長之物於弟子之請次事、田舎・洛陽定方也」と、「師長之物」を弟子が相続することが田舎・洛陽に互つて定着しているとの主張がみられる。これは俗界で親から子へ財産を譲与すると同様の行為であり、このころには僧侶が、自らの意思で譲与し得る財産を所有していたことが分かる。では具体的にいかなる「物」が僧侶による所有・譲与の対象となっていたのか。

貞観一〇年（八六八）の「禪林寺式」をみると、第一二条に「此寺僧等、（中略）出_三於寺外、更不_レ得_レ造_レ宅、若有_レ欲_下患_三寺室隘狭_一私造_レ屋者、須就_三寺院界内_一、受_三側辺地_一造_三立_レ之一」とある。これは本来法人としての寺家に帰属する「寺院界内」に、個々人の僧が「私造_レ屋」ることを認めるものである。そして寺家側が寺の「側辺地」を分割して寺僧に与えた背景には、寺僧が寺外に出て「造_レ宅」る動きを食い止めようとする意図があったことが窺える。しかしながら、山岸常人氏がこの条を以て「僧伽結合の絆を弱めて寺僧集団を変質させ」、「寺地・房地の売買や師資相承を発生せしめる原因となるものであった」と述べる通り、このような寺家側からの寺地の分割が、後の寺地・房舎の私有化と師資相承の端緒となったといえるであろう。

こうして寺家から「寺院界内」の土地を取得し、開発・領掌した「房敷地」に堂宇を建立して私房が成立したと考えられるが、やがて一二世紀後半に至ると私房の中に、経営組織としての役割を付加されたものが現れてくる。例えば、神護寺を再興した僧文覚による元暦二年（一一八五）の起請文をみると、文覚は住僧が他所の弟子・在家人等に処分してはならないものとして「聖教并資財田園等」を挙げている。⁽²⁶⁾さらに「堂舎供僧等所帯」を弟子等に自由に譲与することを禁じ、「寺務執行之人并住僧之評定」によって器量を見定めて補任することと定めている。つまりこのころには住僧が所有する房の中から、単なる私房に留まらず、「聖教并資財田園等」、「堂舎供僧等所帯」を備え、院家として機能するものが

現れたといえよう。加えて房舎の売買や他所への譲渡も禁じており、神護寺内で房地・房舎の売買が問題視されていたことが判明する。

この事例は住僧による房地・房舎の売買が当時広くなされていたことを窺わせるが、留意すべきは、売買が全面的に禁じられていた一方で、処分は「他所」に対するもののみ禁止されている点である。換言すれば、先に触れた「聖教并資財田園等」を他所の弟子・在家人等に処分することを禁じていることと併せ、それら所有物の譲与全般を禁じているわけではないといえる。これは売買や譲与による寺外への流出を防ぐために、房地・房舎を私的占有物として相承することを認めないほどに、房地や房舎が数多く存在していたと推察されよう。そこで寺家側は各私房を私的占有物として許容する一方、「寺務執行之人并住僧之評定」で認められた者に対してのみ相伝を許可することによって、私房を寺家の管轄下に置こうとしたと考えられる。

このような房地・房舎の売買、相伝に関わる史料は、平安時代中期以降のものが多数遺されている。⁽²⁸⁾ その一例として康平五年（一〇六二）の忠覚譲状案⁽²⁹⁾を挙げよう。これは「師資相承」の「慈悲尾山寺一処」を弟子の観円に譲与する旨を記したのだが、辞の形式をとっており、譲状⁽³⁰⁾の初期の形態であることが分かる。佐藤進一氏が指摘するように、譲状が当初解や辞の形式をとった要因が「第三者たる譲与行為承認権者に差出す」⁽³²⁾ことにあるならば、忠覚の譲状もまた、譲与を承認してもらうために作成されたのであろう。実際に一門嫡弟として「石清水権寺主僧」、さらに円明寺・宝山寺・宗成寺の住僧の加判があることから、寺家側に承認を求めたことが窺える。これらのことを併せ考えると、師資相承のものであっても、私房の相伝には寺家側の承認が不可欠であったといえるだろう。

その後、同じく慈悲尾山寺を譲与する、康和三年（一一〇一）と天永元年（一一一〇）の譲状案⁽³³⁾では書出しが「譲与」、書止めが「譲与之状如件」・「所譲渡如件」となっており、「所領を譲与する相手すなわち相続人に渡す」⁽³⁴⁾文書の形式

へと移行している。こうした譲状の形式の変化から鑑みるに、当初辞の形式を用いる段階では、たとえ私房であってもその譲与は寺家の承認の下に成立するという意識が強かったと考えられる。だがその後、相続人に直接渡す形式に変化したころには、住僧の、私房に対する私的占有の意識が高まり、その処分には被相続人の意向が一層強く反映されるようになっていたのではないだろうか。

ここまで、寺院社会における私房とその師資相承の発生についてみてきた。そこで明らかになったのは、第一に律令体制下では、資財帳の提出を以って国家が寺院の財産を把握していたが、やがてその提出がなくなり、寺院に対する国家の管理が経済的な面で一段階弱まったことである。第二に平安時代以降、住僧が寺外に私房を立てるのを防ぐべく、「寺院界内」に「私造屋」⁽³⁵⁾ることを認め、寺家側が寺の「側辺地」を分割して寺僧に与えたことよって寺内に私房が立つようになったこと、それがやがて房地・房舎の売買や寺外への流出を招き、その対処として寺家が私房の相伝を認めるようになったことである。その際寺家側は、師資相承の房地・房舎であっても相伝にあたって寺家の承認を必要とすることで、私房を寺家の管理下に置こうとしたと考えられる。だがその後、譲状の形式の変化に表れているように、私房に対する住僧の私的占有の度合いが強まったことが推察される。これらの事柄をさらに追究するべく、次章以降では醍醐寺における財産の譲与と、寺家と私房・院家との関係について考察していくことにしたい。

第二章 醍醐寺における初期の相続

前章でみたように、平安時代中期以降になると房地や房舎の売買、相伝に関わる史料が多く現れるようになるが、醍醐寺もまた同様であった。醍醐寺は聖宝が貞観年間（八五九―八七七）末に准胝堂・如意輪堂等を山城国宇治郡の笠取山上に創建したのに始まり、⁽³⁵⁾延命院が元方弟子の元杲に譲与された事例のごとく、一〇世紀前後という創建後早い時期から私

房の師資相承が行われていたのである。

加えて醍醐寺では、寛仁二年（一〇一八）に第一代座主明観が覚源に座主職を譲ったことを初めとして、座主職が師資間で相承されるようになっていく。⁽³⁷⁾ さらにその覚源が付法の嫡弟である定賢に座主職を譲ったことが先例となり、以後醍醐寺の座主職は、座主である師僧から嫡弟として付法を受けた弟子が継承することとなった。⁽³⁸⁾ 付（附）法とは「師が弟

【表1】「醍醐寺新要録」にみる伽藍・諸院等・末寺

上醍醐	下醍醐
伽藍	伽藍
准胝堂 葉師堂 如意輪堂 五大堂 観音堂	釈迦堂（号金堂） 三味堂 五重塔婆 清凉堂 御影堂 東院
延命院 円光院 西御堂 大宮 御影堂	神祇 清滝宮 長尾宮 八幡宮 八嶋 鳥井（鳥居）
神祇 山上清滝宮	神祇 諸院
諸院	三宝院（又号灌頂院） 无量光院 遍智院 大智院 无量寿院（号松橋）
導師御室 中院 政所坊 経藏 念覚院 持明院 一乘院	勝俱胝院 岳西院 持法院 蓮藏院 中院（又号往生院） 蓮華院
北尾塔 花台院 遍照院 斗賀尾新堂 岳東（覚洞）院 南禅院	密厳院 妙法院 法蓮院 西大智院 金剛王院（初号西光院）
慈心院 大湯屋 釈迦院（又号水本坊） 理趣坊 普門院 光台院	阿弥陀院 宝池院 地藏院（初号尊勝坊） 金剛輪院
戒光坊 宝幢院（又号信教坊） 円明坊 密教坊（号修禅院） 行樹坊	報恩院（初号極楽坊） 理性院（初号五智院） 禅那院
智慧身院（又号浄土坊） 浄修坊 浄光坊 乘琳院	観心院（号塔東房） 西方院 西南院 成身院 清浄光院 悉地院
末寺	中性感院 宝篋院 成就院 多聞院 金蓮院 普賢院 安養院
石間寺 清住寺 定水寺 成覚寺 宝塔院 好明寺	諸寺 東安寺（本号小野寺） 深沙寺（法名聖塔寺、字近長谷） 菩提寺 実相寺
亭子院（別号蓮勝寺） 三宅寺 玉丸寺 弥勒寺 慈悲尾寺 水尾寺	多賀寺 勝願寺 岸寺
近長谷寺 林寺 福林寺 瑜伽寺 安養浄土院 法楽寺 法身院	諸堂 大谷薬師堂 大谷塔 越智堂 承香殿堂 桜町十斎堂 大藏卿堂
	千手堂 地藏堂 富杜堂 槻殿堂 三味僧房 大湯屋 琰魔堂
	涅槃堂

子に教法を伝授して、後に伝えさせること⁽³⁹⁾であり、真言密教では「法門の継承の前提条件⁽⁴⁰⁾」となる行為であった。房地・房舎をはじめとする財産の譲与のみならず、職も師僧から弟子に相承されていること、殊に付法の嫡弟であることが相承の条件となったことは重視すべき事項だが、付法と譲与との関係性についてはまた後ほど触れることにして、再び私房の譲与について考察する。

【表2】醍醐寺歴代座主一覽(第一〜三五代)

法名	就任期間	出自／師僧	法流
11 明観	長徳四年(九九八) 寛仁二年(一〇一八)	延喜第一〇宮二世佐忠王 ／観賢弟子、元杲入壇資	法流
12 覚源	寛仁二年(一〇一八) 康平二年(一〇五九)	花山法皇第三宮 ／明観弟子、仁海・深覚入壇資	法流
13 定賢	康平五年(一〇六二) 応徳三年(一〇八六)	大納言隆国息 ／覚源僧正并寂円入壇資	法流
14 勝覚	応徳三年(一〇八六) 永久四年(一一一六)	左大臣俊房息 ／定賢入壇資、義範付法・写瓶、範俊重受	法流
15 定海	永久四年(一一一六) 長承元年(一一三二)	右大臣顕房息 ／義範入室、勝覚入壇・付法・写瓶	法流
16 元海	長承元年(一一三二) 保元元年(一一五六)	大納言雅俊息 ／定海入室・写瓶、禅恵付法	法流
17 実運	保元元年(一一五六) 永暦元年(一一六〇)	左大臣俊房息、本名明海 ／勝覚入室、即舍弟、元海付法・写瓶、寛信入壇資	三宝院流
18 勝賢	永暦元年(一一六〇) 応保二年(一一六二)	少納言通憲息、本名勝憲 ／実運入壇・写瓶、最源入室	三宝院流

32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19
賢海	道禪	光宝	聖海	定範	光宝	成賢	良海	成賢	実継	勝賢	実海	勝賢	乘海
貞永元年(一一三三) 嘉禎二年(一一三六)	寛喜元年(一一二九) 不明(寺務三ヶ年)	寛喜元年(一一二九) 安貞三年(一一二九)	不明(寺務四ヶ年)	元仁元年(一一二四) 承久三年(一一二二)	承久三年(一一二二) 建保六年(一一一八)	建保六年(一一一八)	建永元年(一一〇六) 元久二年(一一〇五)	元久二年(一一〇五) 建仁三年(一一〇三)	建仁三年(一一〇三) 建久四年(一一九三)	建久四年(一一九三) 寿永元年(一一八二)	寿永元年(一一八二) 治承三年(一一七九)	治承三年(一一七九) 治承二年(一一七八)	治承二年(一一七八) 応保二年(一一六二)
讚岐從三位俊盛息 ／呆海入壇資、雅西重受	大納言源通資息 ／成賢入壇資	大納言源通資息 ／成賢入壇資	還補	權中納言成範息 ／勝賢・成賢入壇資	權中納言成範息 ／成宝・成賢入壇資	權中納言光雅息 ／成宝・成賢入壇資	還補	九条兼実息 ／実継・成賢弟子	勝賢甥・成範息 ／行海・雅宝入室、勝賢重受	大納言公保息、本名実信 ／行海・雅宝入室、勝賢重受	還補(第三度)	參議公行息、憲俊養子 ／元海・乘海入壇資	左近權中將師重息 ／勝覺入室、定海・実運等人壇資
金剛王院流	三宝院流	三宝院流	三宝院流	三宝院流	三宝院流	三宝院流	三宝院流	三宝院流	三宝院流	三宝院流	三宝院流	三宝院流	三宝院流

33	実賢	嘉禎二年(一二三六) 寛元三年(一二四五)	前伯耆守基輔息 ／勝賢・賢海入壇資、静遍重受	金剛王院流
34	勝尊	寛元三年(一二四五) 建長三年(一二五一)	松殿撰政師家息 ／実賢入壇資	金剛王院流
35	憲深	建長三年(一二五一) 建長六年(一二五四)	侍従通成息 ／成賢入壇資	三寶院流 報恩院流

〔注記〕

- ・『醍醐寺新要録』巻第一四「座主次第篇」、『醍醐寺座主讓補次第』を基に筆者作成。
- ・最上段の数字は、第何代座主かを表す。
- ・初代座主観賢から第一〇代座主慶助までは「非必師資讓補之儀」ため、記載を省略した。

醍醐寺における初期の讓状の事例として、康治二年(一一四三)一〇月二七日付けの賢覺讓状案をみてみよう。これは五智院(後の理性院)と東安寺別当職を付法の弟子である宝心に讓与する旨を記したものである。五智院の「世間出世物」の内容は、房舎、宝藏八字、門二字、所持仏像、舍利、法文、仏具、内財、資具、敷地等であり、加えて本文書内には、五智院は賢円から賢覺に讓与された住房との記述もみられる。したがって房舎以下の物は当時の住房を構成する「世間出世物」の具体的内容といえるだろう。また、「入室瀉瓶弟子」に讓与する旨を「奏」達 上皇、言「上殿下」了」と記している点より、住房や別当職の讓与に関して、賢覺が朝廷の承認を求めていることが分かる。

この背景としては、醍醐寺が一〇世紀の醍醐・朱雀・村上天皇の御願によって伽藍・寺域・勢力を拡大したことが挙げられる。前章で触れた、資財帳を提出させる形態での、国家による寺院への干渉は弱まったものの、醍醐寺のような御願寺は御願によって勢力を拡大し、国家からの保護を受けていた。そのため醍醐寺が寺院として存続し、勢力を強めるためには朝廷という後ろ盾が不可欠であったと考えられる。一方で寺内には、寺内外双方に互る発願者によって建立された私房や院家が存在した。醍醐寺における伽藍等の配置は【表1】の通りだが、これらに含まれる私房・院家は一一世紀末以降に多く現れた。それらには寺外の俗人の氏寺として建立されたものと、寺僧の「私建立道場」として建立されたものと

があり、それらは寺域内にありながら師資相承されていくことになる。そして醍醐寺においてこうした私房・院家の相続に強い影響を与えたのが、三宝院というひとつの院家であった。

醍醐寺に伝来した真言密教は、第一四代座主勝覚の弟子である定海・賢覚・聖賢を流祖として、平安院政期に三宝院流・理性院流・金剛王院流に分派し、各院家を拠点として継承されることになった。⁽⁴⁶⁾ その中で定海が勝覚から座主職を継承した⁽⁴⁷⁾ことを機に、座主職は三宝院流内で師資相承されるようになる(表2)⁽⁴⁸⁾。土谷恵氏は座主房としての三宝院の組織と構造に焦点を当て、一二世紀半ばの第一五・一六代の座主定海と元海のときに、座主房と灌頂院から構成される、中世三宝院の形態が整えられたことを明らかにした。そしてこのとき三宝院は、定海個人の院家であると同時に醍醐寺政所の役割も担う、公私双方の性格を有するものになったという。⁽⁴⁹⁾ 三宝院が座主房の機能も併せ持つという、院家と寺家とが明確に分離しないこの構造は、その後の私房・院家の相承に強い影響を及ぼしていく。その出発点として、勝覚の弟子である賢覚と定海の譲与の事例に検討を加えることにする。

東安寺別当職を宝心に譲与する旨を記した、康治二年の賢覚讓状案は先にみた通りだが、賢覚没後の承安元年(一一七一)四月二六日に醍醐寺政所から出された、東安寺を含む故賢覚相承知行の所領三ヶ所(東安寺、笠取東庄、得蔵庄)の相続人を定める文書に着目したい。⁽⁵¹⁾ 「醍醐寺政所定 故賢覚法眼相承所領三箇処事」から始まるこの文書は、賢覚の遺誠⁽⁵²⁾をはじめとした公験に基づき、三ヶ所全てにおける宗命の領知を承認するものである。⁽⁵³⁾ つまりこれは賢覚の遺志を、公験に基づきながら醍醐寺政所が追認するものであり、師資相承の所領の譲与に寺家が関与したことを示している。さらに、この三ヶ所が「依^レ為^二寺内領地^一、為^レ断^二向後之狼藉^一、加^二寺家暑判^一」⁽⁵⁴⁾として座主乗海の花押が記されている点に留意すると、これらの所領の相続にあたっては被相続人の遺志が尊重される一方で、寺家からの承認が必要となっていたことが判明する。ここで想起されるのは、康治二年の賢覚讓状案では譲与に際して朝廷の承認を求めていたことであろう。また、傍例になるが康和二年(一一〇〇)には、笠取東庄をめぐり公観・範俊と相論に至った延命院頼昭による、院裁を請

う解も見受けられる。⁽⁵⁴⁾ 朝廷の承認を求めたこれらの事例と、醍醐寺政所から出された承安元年の文書とを比較すると、私房・院家等の譲与やそれらをめぐる相論にあたって承認を求める先が、朝廷から寺家に移っていることが鮮明になる。

続いて康治二年六月一日付けの定海讓狀案⁽⁵⁵⁾に検討を加える。これは観音堂、延命院、大智院等の別院末寺を、甥であり入室瀉瓶の弟子である元海⁽⁵⁶⁾に譲与するもので、譲与対象となっている別院末寺について「或根本末寺、或新立別院也」と記している。そして注目すべきはこれらの別院末寺を、「件寺別当、或号^二先祖相伝^一、或称^二師資相承^一、雖^二補任来^一、皆是本寺之所撰、座主之進退也」とする点である。すなわち別院末寺の別当職の補任が「先祖相伝」、「師資相承」との理由で行われてきたとする一方、それらの別院末寺は本寺や座主の支配下にあると述べているのである。加えて後代に別当職を継いだ者への禁止事項として、①継承した寺院以外に居住して寺務を執ること、②本寺を軽視して権門に近付くこと、③座主等を蔑ろにしてその命に背くこと、④私領と称して他人に売り渡すこと、を挙げている。これらの禁止事項からは、先祖相伝、師資相承の別院末寺であっても本寺や座主の支配を受けるものであり、私領として扱うことはできないとされていたことが分かる。しかしこれらは、私房や院家を所有する僧侶の間で権門側に寄っていく姿勢や、それらを私領として売買の対象とする動向が多くみられたことの裏返しとも捉えられるだろう。

さらにこの定海讓狀案は先述の賢覺讓狀案と同年（康治二年）のものだが、賢覺の讓狀案では住房や別当職の譲与に関して朝廷の承認を求めていたのに対し、定海のものでは別院末寺が本寺や座主の支配下にあることを主張しており、双方は異なる動きをみせている。ではその理由はどこにあるのだろうか。ここで着目しなければならないのが、賢覺と定海のそれぞれが置かれた立場である。兩人はともに第一四代座主勝覚の弟子で、賢覺は理性院流、定海は三宝院流の祖であった。その観点からみれば、賢覺にとっては自らが開いた理性院流を伝えるべく、拠点となる五智院（後の理性院）を付法の弟子の宝心に相承することが極めて重要であったと推察される。実際に康治二年の讓狀案には「大切無極事共也、仍以^二自筆^一、賢覺所^二書置^一也」とあるほか、賢覺は病のたびに宝心への同内容の讓狀を記し、その回数は八度にも及んだとい

う。⁽⁵⁷⁾つまり賢覚としては、師資相承を根拠に院家を付法の弟子に確実に継承させる必要があったのである。そのため寺外

から相承の承認を得ることで、三宝院流の座主が率いる寺家側の不必要な干渉を避けようとしたのではないだろうか。それに対して定海は、三宝院流の祖であるとともに勝覚から座主職を継承しており、定海の譲状案で相続人となっている元海は、このとき定海の譲与を受けて座主職に就いていた。そして定海と元海が座主の間に三宝院が座主房として整えられたことも踏まえれば、定海は三宝院を三宝院流の拠点としてのみならず、醍醐寺座主職を三宝院流で継承していく基盤を形成しようとしていたと考えられる。そうであるならば、権門側に寄ることや私領として売買することを禁じる定海の姿勢は、このころから寺内に多く現れる私房・院家を寺家側の管領下に置こうとした、座主側の立場によるものと判断できるだろう。

以上のことを併せ考えると、康治二年に作成された二通の譲状は、私房や院家を管領下に置くべく積極的に働きかけていた寺家側と、その干渉を避けようとする私房や院家との相反する動向を示すものと捉えられる。その後、承安元年に醍醐寺政所が故賢覚相承所領三ヶ所の相続人を定めているのは先述の通りであるが、相承の承認を求める先が、康治二年の譲与時の朝廷から承安元年の段階では寺家に移行したことは、私房や院家に与える寺家の影響力が増したことの表れといえよう。その結果、私房や院家は寺家の管領下で、互いに寺内における位置付け、勢力を競い合いながら存続していくことになったと考えられる。

第三章 相続の原則と院家への影響

前章では醍醐寺における初期の相続と、私房・院家と寺家との関係について考察を加えた。ここでは座主や醍醐寺政所といった寺家側の力が増し、寺内に多数現れた私房・院家を管領下に置こうとする動きが強まったことが詳らかになっ

た。ではそうした寺院社会での相続に対して、当該期の社会が有していた認識はいかなるものであったのか。本章ではその点に関し、平安時代末から鎌倉時代初頭にかけての相続法の観点から明らかにしたい。その上で醍醐寺僧成賢の処分の事例を基に、私房・院家の相続時にみられる原則を探り、それが院家に与えた影響を捉えていく。

醍醐寺では一一世紀末以降、私房・院家がその数・規模ともに拡大していき、師資相承の原則の下で師僧から弟子へと継承された。これは醍醐寺に限らず各寺院でみられた現象であり、相続法においても僧尼の遺物の相続が問題となった。僧尼令では財産の所有が禁じられていた僧尼だが、平安時代末から鎌倉時代初期に成立した『法曹至要抄』⁽⁵⁸⁾の一三六条ではその遺物に関して、「僧尼遺物弟子可_レ伝領_二事_一とある。さらに「案之、遺財処分為_二俗人_一雖_レ儲_レ法、為_二僧尼_一不_レ立_レ制、只以_二因准之父_一、可_レ案_二折中之理_一」と、遺財処分_レの法は俗人に対するもののみで、僧尼に対するものは制定されていないため、「折中之理」を以て対処すべきとしている。具体的には聖教や経論等は「相承護法之者」が継承し、ほかの仏具・衣鉢の類は被相続人の意向に随って均分するというもので、俗人の法に准じた分割相続を行うことと解釈されている。ここでみられる「折中之理」とは、法が存在していても現実との乖離が大きく、矛盾が生じるようになった場合に、現状に合う方法で対処するということであろう。これに対して鎌倉時代初期の法制書である『裁判至要抄』⁽⁶⁰⁾の三一条では、未処分の「僧尼遺財」について「從雖_レ有_二弟子_一、不_レ可_レ預_二其分_一、是弟子非_二得分親_一之故也」とある。これは「折中之理」とは対照的に旧来の法に基づくものであり、僧尼の遺財の処分をめぐって法觀念の対立があったことが判明する。

しかし、遺財に関する師資相承の原則は既に社会に根付いていたようで、鎌倉時代以降はその原則に基づいた法令が出されるようになる。例えば暦仁元年（一一三八）の「関東評定事書」⁽⁶¹⁾では、「非器弟子」への譲与の禁止や、「器量之仁」に対してであっても濫りに「僧之讓」を用いてはならず、「法器拔群之人」を選んで譲与することを定めている。この背景には師僧からの譲与に甘んじ、利潤を貪る僧侶の姿があったと推測されるが、師資相承を前提とした法令であることに

相続人	月 日	典拠(醍醐寺文書)	相続対象物	備考
道教	8月28日	① 208 - 1 ② 341 - 5(同内容)	遍智院(堂舎・僧房・経蔵・ 道具・本尊・聖教) 西南院 筑後国高良庄 阿波国金丸庄 伊勢国黒田庄 周防国嶋末庄	一期後は遍智院定尊(通 円)へ 一期後は遍智院定尊(通 円)へ 預所職孝賢 観心院を付す
道禪	8月28日	① 208 - 2 ② 341 - 6(同内容)	覚洞院(堂舎・僧坊・経蔵・ 供僧・有職・承仕) 中院(池田九段) 清浄光院 越中国石黒庄 肥前国吉田村(預所職僧榮 円)	一期後は遍智院道教へ 一期後は雅賢へ 一期後は遍智院道教へ 大海預所僧賢実・院林預所 僧成実 阿弥陀院領
憲深	8月28日	② 306 - 1	極楽坊 大和高田 摂津国野間田三丁并阿知本 田二段	阿知本田二段は千体地藏御 仏供田
行巖	8月20日	③ 563 - 1	上醍醐中谷理趣房	
真阿弥陀仏	8月20日	⑫ 2586	勝俱胝院(在堂舎) 山林 田畠一町一段	

【表3】 寛喜3年(1231)の成賢の処分

対象	加署	年月日	典拠
法住寺清浄光院	無	嘉禄元年(1225)10月2日	『醍』② 305
遍智院	道禪・浄真・道教・孝賢・円信・ 憲深・行誉・印融	寛喜3年(1231)9月 日	『鎌』4225
極楽坊・勝俱胝院	無	(寛喜3年(1231)9月2日)	『鎌』補遺 1037
極楽坊	道禪在判・浄真在判・道教在判・ 孝賢在判・円信在判・憲深在判・ 行誉在判・円慶・栄円	寛喜3年(1231)9月 日	『鎌』補遺 1038

【表4】 成賢の遺言における対象院房と加署の有無

留意したい。弘安七年（一二八四）の「関東下文」⁽⁶²⁾で「但住^二其所^一、興^三隆仏法^一、勤^三行神事^一者非^二制限^一」とあるごとく、他所に住まず、僧侶としての勤めを果たしている限りは師資相承が認められていたといえよう。

このように鎌倉時代以降、寺院社会における遺財の師資相承が法制上も容認されていく中、醍醐寺ではその相承に原則が設けられていくことになる。その背景には、勝覚に定海・賢覚・聖賢といった複数の弟子がいたように、師僧一人が多数の付法の弟子を擁していたことよって生じた、弟子たちへの遺財配分の問題があったと考えられる。複数の弟子を擁した僧侶の処分にかかる原則が存在したのか、ここでは第二四・二六代座主である成賢の処分から探ってみたい。

成賢には道禪、道教、憲深、深賢、浄真、行嚴をはじめとした、四二人の付法の弟子がおり、寛喜三年（一二三一）八月、成賢は弟子等に分配譲与を行った（表3）⁽⁶³⁾。ここで注目すべきは、道禪と道教とに多くの院と莊園が譲与されている点である。さらに両者に譲られている覚洞院と遍智院は、成賢にとって特に重要な院家であった⁽⁶⁴⁾。成賢は叔父勝賢の付法の嫡弟であって、覚洞院は師である勝賢から譲り受けた院家である。また遍智院は成賢自らが院主として興隆に努め、法流と教学の拠点とした院家であった。これらのことから、道禪と道教の両者は、成賢の弟子の中でも特に重要な存在であったことが窺えるだろう。

実際に両人が置かれた立場をみていくと、まず道禪はこのとき座主であった⁽⁶⁶⁾。成賢による道禪への譲状案の「裏書云、但石黒庄者、為^二沙汰^一、先年雖^レ与^二譲状^一於教深僧都^一、関東成敗不^二事行^一、仍今所^レ譲^二与^二座主法印道禪^一也」⁽⁶⁸⁾との記述からは、相論を抱えた莊園などを座主の道禪に与えることで、相論を有利に進めようとする成賢の狙いを垣間みることができる。このことから座主である道禪は、多数の弟子の中でも有力な存在であったといえよう。しかしながら、道禪に譲与されたものの大半は一期に限られており、一期の後には道教等に譲ることとされている。その理由としては、先の譲状案の「凡寺務之間事、一期之後、可^レ被^レ付^二道教法眼^一也」との記述から窺えるように、成賢が道教を次の座主候補として考えていたことが挙げられるだろう。成賢は、処分時に座主であった道禪に覚洞院等を一旦譲与するものの、最終的には道教

を座主に就任させ、遍智院・覺洞院という重要な院家全ての相承者とする意向であったと捉えられるのである。ではその道教は成賢の弟子の間でいかなる立場にあったのか。ここで着目すべきは、道教が成賢の付法の嫡弟という点だろう。付法の嫡弟であることこそが、成賢の道教への譲与を特徴付けていると推察されるのである。そこで次に、道教への譲与に検討を加え、遍智院相承と付法の嫡弟であることの関係性を探る。

成賢は各相続人への譲状のほかに、相統対象となる院や坊に関する遺言を四通遺している〔表4〕。処分以前の嘉禄元年（一二二五）一〇月二日付けの法住寺清浄光院に関するものと、寛喜三年九月付けの遍智院・極楽坊・勝俱胝院に関するものがあり、それぞれの相承に際して守るべき事柄が記されている。この内加署を有する二通の遺言に着目すると、内容としては極楽坊と遍智院に関するものである。はじめに極楽坊に関する遺言からみていくと、極楽坊の修理の際には弟子等で協力して費用を負担し合うよう定めている。そして文書の末尾には、遺言の内容に従う旨の誓約文言とともに、極楽坊の維持に協力するようにと名を挙げられた弟子等全員の加署が記されている。したがって、この加署には遺言の旨を遵守する誓約とともに、門弟内の団結を求める意図があったと考えられるのではないだろうか。⁽⁷⁴⁾

また遍智院に関する遺言⁽⁷⁵⁾でも文書の内容に従う旨の誓約文言が記され、弟子等の加署が求められているが、この遺言には、ほかの三通にはみられない内容が多く含まれている。具体的には、まず「依^レ為^二附法之仁^一、所^レ讓^二与^二道教法眼^一也」と、「附法之仁」であることが遍智院相承の第一条件となっている。加えて「縦^レ雖^レ為^二親昵之弟子^一、或未入壇之仁、或不^レ終^二受法之功^一之輩、不^レ可^レ黷^二院務之号^一、将亦不^レ可^レ及^二讓与之沙汰^一」とあり、「親昵之弟子」であっても、入壇・受法していなければ院務を継げず、譲与を受けることができなるとする。さらに相続人が他所に住むことや、本尊・聖教の他散、院領の土貢を他所の資縁に充てることを禁じており、院家外への人・モノの流出を防ごうとする成賢の姿勢が窺える。これらは密教として法流が他へ流出することを防ぐための措置であり、「附法之仁」であることが相承の第一条件となっていることと軌を一にするものであろう。このような法流に関係する内容は他の遺言には見受けられず、遍智

院の相続人が付法の嫡弟の道教であるがゆえに記されたと考えられる。つまり成賢は、法流を付法の嫡弟の道教を筆頭として継承されるべきものと位置付けているのであり、これによって付法の嫡弟と他の弟子との差が明確になったと捉えられよう。ゆえにこの遺言における加署は、極楽坊に関する遺言で求められた門弟内の団結のみに留まらず、嫡弟が道教であることを確認する意味も有していたといえるのではないだろうか。

これらの事柄から、付法の嫡弟は処分などを契機として、他の弟子よりも優位付けられていったことが判明する。師資相承の原則が社会に定着し法制上も容認されていく中で、院家内の弟子間における序列が、相続を契機として明確になっていったのである。このような過程を経て、師僧と嫡弟を筆頭とする院家の組織化が進み、師資僧からなる僧侶集団の結束もまた、各院家が相承する法流の下で強まっていくことになったと考えられる。ではそうした変化を受けて、各院家と寺家との関係はいかなるものとなっていったのか。その点について、再び成賢の遺言から迫ってみたい。

第四章 二宝院の変化と院家・寺家の関係

成賢は先述の遍智院に関する遺言⁽⁷⁶⁾の中で、「本寺」を軽んじて権門に寄り、成賢の遺言を蔑ろにすることがあれば、「寺家」の力を借りて院務職を改定するよう定めている。寺家（本寺）に重きを置き、道教が院家の後継者として適任ではないときにはその力を以て解任し得るとする点に注目すると、成賢は遍智院を寺家の支配下にあるものとして扱っているように捉えられる。定海が座主側の立場から、私房や院家を寺家の管轄下に置こうと働きかけていたことは第二章で考察した通りだが、それと同様、成賢も座主の立場にあつた者として、寺家の優位を保とうとしたと考えられるだろう。しかしながら、相続人の他所への居住や権門に寄ること、本尊・聖教の他散を禁止している点は、人とモノの流出や、権門の力を頼もうとする僧侶たちの動きが依然としてみられたことの表れであり、定海のと看から引き続き、寺内の各院家が寺家

の支配から抜け出そうとしていたことを示している。

本章ではこうした座主・寺家側と院家との関係を捉えていくが、醍醐寺の座主や寺家を考察する上では、三宝院の在り方を踏まえて検討を加える必要がある。第一五代の座主定海以来、三宝院は座主房として座主職とともに三宝院流内で師資相承されてきた。三宝院というひとつの院家が座主房としても機能するこの状況が、三宝院やその相承の在り方、さらには寺内の院家と寺家との関係に変化をもたらす大きな要因になったと捉えられる。そこでここでは第二章で扱った定海の譲与と、第三章で考察した成賢の譲与とを視野に入れながら、三宝院の機能と寺内における位置付けの変化をたどり、院家と寺家との関係を詳らかにすることを目指していく。

定海と成賢とが院家を寺家の管轄下に置こうとした点で一致する一方で、両者が座主である間の三宝院の機能には違いがみられる。再度土谷恵氏の研究に拠るならば、定海が座主のころは、三宝院が私的な院家であるとともに、座主房としての公の機能も有していた。だが第一八・二〇・二二代座主の勝賢のときには、後に付法の嫡弟の成賢に譲与する覚洞院のごとき、三宝院以外に座主が私的に所有した院家の存在が顕著となる。さらに成賢が座主に就任すると、座主房である三宝院からは私的な要素が排除され、醍醐寺政所の拠点となった。そして私的な院家である遍智院が成賢個人の法流の拠点となり、座主房と座主個人の私的な院家とが切り離された⁽⁷⁷⁾と捉えられる。

ところが成賢の死後、三宝院をめぐる状況は一変することになる。成賢の処分では座主道禪が道教に座主職を譲与すべきことになっていたが、道教との不和により、実際には金剛王院流の賢海が、道禪の譲りを受けて第三二代座主に補任された⁽⁷⁸⁾。その賢海の座主補任と三宝院への移住に成賢の門弟が反対し、貞永元年(一一三二)、三宝院の返還を要求して相論に至った⁽⁷⁹⁾。三宝院は定海以来、三宝院流の法流の拠点として師資相承されてきたが、成賢によって座主房として整えられたことで、他流の者であっても座主であることを理由に座主房の三宝院に居住し得る状況となり、金剛王院流の賢海の移住を招くことになったのである。そこで成賢の処分を受けた道教、憲深、行嚴(表4)をはじめとした成賢の門弟は

「三寶院流之外、有_レ補_二當寺座主_一之例_上哉否、又以_二三寶院_一、可_レ為_二座主房_一之由、有_二勅宣_一哉否之由、仰_二賢海_一、被_レ尋_二召証文_一、不_レ可_レ有_二其隱_一歟」、また「背_二當寺之流例_一、賢海始補_二座主_一之条者、既是新議也⁽⁸⁰⁾」と、三寶院流以外の者が座主に就くことは新儀であるとして賢海の座主就任に反対した。さらに「以_二三寶院_一、可_レ為_二座主房_一之由、有_二勅宣_一哉否」と、三寶院が座主房であることを否定する文言に留意したい。加えて成賢の門弟は「勝覚・定海私建立」した三寶院は「門徒長弟」が相承してきた院家であるとも述べており、三寶院は座主房ではなく「私建立」の院家であると主張している。これらは成賢が座主房として再編し、醍醐寺政所の拠点となっていた三寶院から座主房としての公の要素を取り去り、成賢門徒が師資相承する私の院家へと、三寶院の性格を変化させる主張であった。

では、そもそも成賢が三寶院を座主房として再編し、遍智院を私的な院家として座主個人の法流の拠点とした目的はいかなるところにあったのか。先述の通り成賢は遺言の中で、遍智院を相承した付法の嫡弟がそれにふさわしくないとときには、寺家によって解任するよう言い置いており、遍智院を寺家の支配下にあるものと定めていた。遍智院を三寶院流の拠点としていたのであれば、それを管領下に置く寺家、つまり座主は法流にも影響を与え得る存在となるであろう。先述のごとく、醍醐寺には勝覚弟子の定海・賢覚・聖賢それぞれを流祖とする三寶院流・理性院流・金剛王院流の「醍醐三流」が存在していた。その中で成賢は、自身が継承する三寶院流も内包した、醍醐寺における法流全体を掌握する存在として座主職を位置付けようとしたと推察されるのである。

ただしこの成賢の構想は、三寶院流の門徒が座主職を師資相承することを前提としたものと考えられる。三寶院流が醍醐寺内で優勢を保つには、現実問題としてやはり座主職とのつながりが不可欠であろう。殊に成賢が自身の法流の拠点を遍智院に移す一方で、流祖である定海以来、師資相承されてきた三寶院を座主房として自己が、法流の拠点と分離した後でもなお、座主房を三寶院流の枠内に収めておこうとした意図の表れではないだろうか。また成賢は、自身が座主職を退いた後も引き続き座主の人事権を掌握していた⁽⁸¹⁾。すなわち座主職を譲った後も三寶院流の筆頭は成賢であり続け

たといえ、この時期は三宝院流の筆頭と座主とが同一ではなかったことになる。そして両者がともに三宝院流内から出ている限り、座主職の継承者と三宝院流の嫡弟とが一致しなくとも、他流に対する三宝院流の優越した立場を保持し得たというこの状況こそが、座主房と法流の拠点との分離を可能にしたと考えられるのである。しかしながら、成賢の死後に金剛王院流の賢海が座主に就いたことで、三宝院流は金剛王院流に、醍醐寺における寺務・法流の双方を掌握されかねない状況に陥ることになった。そこで成賢門徒は三宝院を座主房ではなく「私建立」の院家とし、再び法流と結び付けて返還を求めるとともに、座主職は三宝院流から立つことが先例であるとして、座主職を取り戻す根拠にしたと捉えられる。

こうした成賢やその門徒の意図を踏まえながら、賢海との相論の結果と影響について考察していきたい。相論の結果、天福元年（一一三三）の後堀河上皇院宣⁽⁸²⁾によって三宝院は成賢の門弟に戻されたが、賢海が座主であることは変わらず、以後実賢・勝尊と三代に互って金剛王院流の座主が続くことになった。再び三宝院流に座主職が戻るのは、建長三年（一一五一）、憲深のときである⁽⁸³⁾。そして座主職の相承がひとたび三宝院流から金剛王院流に移行したことは、その後の三宝院の在り方に大きな影響を及ぼすことになった。土谷氏も指摘するように、賢海の座主補任に伴う貞永元年の相論を機に、三宝院は讓状を以て師資相承されていくことになったのである⁽⁸⁴⁾。実際に三宝院に関する讓状は、嘉禎二年（一一三六）の道教讓状⁽⁸⁵⁾が初見と思われ、成賢以前のもは管見の限り見受けられない。このような讓状の作成は、再び三宝院流の拠点となった三宝院が他流に奪われることのないように講じた措置と考えられよう。その後、憲深の座主就任を以て座主職の相承は三宝院流に戻り、三宝院は再び座主房として機能することになるが、三宝院に関する讓状は、憲深以降もなお作成され続けていく⁽⁸⁷⁾。このことは、三宝院が座主房の機能を取り戻した反面、師資相承の院家としての側面が強まったことを示しているのではないだろうか。

では三宝院の性質の変化は、寺内における他の院家にいかなる影響をもたらしたのだろうか。第二章でみた賢覚による五智院の讓与など、既に検討を加えた事例からも明らかのように、院家の讓与時に讓状を作成する背景には、処分に際し

て院主の意向を示すことで師資相承を確実なものとし、院家や法流の相承に対する寺家の干渉を避ける目的があった。そうした中、座主房の機能を有した三宝院自体が、讓狀に基づく讓与の形をとるようになり、三宝院流の拠点である院家としての側面が強まったとすれば、それに伴い、他の院家もそれぞれが継承する法流内での結束を強め、寺家からの自立性を増していったと捉えるのが自然であろう。

加えて、賢海の座主補任に対して成賢門徒が起こした相論の際に、「天裁」を求めた点にも着目したい。座主職をめぐる相論ということもあり、寺内での解決に至らず朝廷に申し出たと考えられるが、この相論は座主職と同時に三宝院をめぐるものでもあったため、結果的には院家をめぐる相論に朝廷が関与する形となった。しかし天裁を求めるといのは、従来院家の相承にあたり寺家側がとってきた対応と相反するものであった。それというのも、寺家の干渉を避けるべく、朝廷など寺外に院家の師資相承の承認を求めた各院家の動向に対して、定海、成賢などの座主は、寺家の管領下に院家を組み込もうと、院家が権門に寄ることを禁じていた。しかし、成賢門徒が三宝院の相承に対して朝廷の承認を求めたことにより、それまでの座主の姿勢に相反して、寺外の権門から院家相承の承認を得ようとする動きを促すことになったのである。

すなわち、三宝院の院家としての側面が強まったこと、そして寺家ではなく、寺外の権門に院家の師資相承の承認を求める動きが容認される状況に至ったことによって、院家の、寺家からの自立が促進されていったと考えられるであろう。そうした傾向は、財産の把握、管理という観点からも捉えることができる。最後にこの点について触れておきたい。

第一章で述べたように、平安時代末から鎌倉時代初頭の醍醐寺僧慶延による『醍醐雜事記』は、規模や財源といった、惣寺としての醍醐寺の実態を把握する動きの中で作成されたと推察される。加えて文治二年（一一八六）には、慶延等によって寺家が所有する文書の目録⁸⁸が作られている。その目録内に、醍醐寺では天慶年間（九三八―九四七）に二度に互って寺家に関わる実録がなされたが、文書はその対象とならなかったため今回目録を作成したとの記述がある。こうした公

験を中心とする文書目録の作成は、『醍醐雜事記』と同様、鎌倉時代初期の醍醐寺において寺地をはじめとした財産を、寺家が積極的に把握、統轄しようとしていたことを示すものといえよう。また、目録には寺家関連の文書のみならず、末寺の亭子院や三宅寺、慈悲尾寺、末院の無量光院、蓮藏院、妙法院等に関わる文書も含まれており、これらの末寺・末院に対して寺家が一定の影響力を有していたことが窺える。

しかし鎌倉時代中期に至ると、院家ごとに聖教や公験、院家領をはじめとする所有物の目録を作成するようになる。⁽⁸⁹⁾さらに院家を師資相承する際に、讓状に讓与対象物の目録を付す事例⁽⁹⁰⁾も多く現れるようになる。これらは院家で有する財産が種類・規模の双方で増加し、院家がそれぞれ財産を把握、管理しようとするまでに発展したことの表れと捉えられるだろう。また独自に財産を管理することは、各院家が寺家から経済的に自立することを意味しており、相承する法流の影響も受けながら、院家や私房の間に複雑な階層を形成していくことになったと考えられる。ここに座主を頂点に据えながら、個々の院家の集合体によって形成された、中世醍醐寺の姿の端緒をみるができるのである。

おわりに

以上、本稿では寺院社会における財産相続について、醍醐寺の事例を中心に考察を加えた。財産の所有を禁じられていた僧侶が財産を所持する契機は、惣寺が寺地の一部を僧侶に与え、そこに私房を立てることを容認したことに求められる。そのような房地や房舎の相続を可能にしたものは、「師資相承」という寺家特有の行為であった。師資相承は仏法の増益を目的として、師僧から弟子に「財法定恵」を伝える行為⁽⁹¹⁾であり、最大限に尊重されるものである⁽⁹²⁾。そしてこの師資相承の原則は、仏法の継承を目的とするものであることから、独自の法流を継承する私房、つまり院家の発生とともに、より強固に守られていくことになったと推察される。さらに院家は法流に加えて経営組織も備えており、寺家から独立し

た経済基盤を有するものも現れるようになる。

そうした院家と寺家との関係を詳らかにするため、本稿では醍醐寺の事例を基に、財産の譲与、つまり相続の観点からアプローチを試みた。その結果、院家を管領下に組み込もうとする寺家と、寺家の干渉を排除しようとする院家との相反する動きが寺内に生じていたことが明らかになった。その際、院家が朝廷など寺外の権門に師資相承の承認を求めて寺家に対抗したことは既に述べたところだが、一方で朝廷側にも、寺院社会への影響力を保とうとする動きがみられることに注目したい。

第一章で触れたように、律令体制下では国家が財産の把握のために、寺院に対して資財帳の作成と提出を求めている。資財帳の提出は一〇世紀初頭を最後にみられなくなるが、建久二年（一一九一）の後鳥羽天皇の宣旨⁹³では、「一可⁹⁴令⁹⁵下⁹⁶知諸寺司⁹⁷、注⁹⁸進寺領子細并仏事用途⁹⁹事」として、「仍所¹⁰⁰載¹⁰¹保元制符¹⁰²之十箇寺已下、破壊無実之御願、庄園有数之諸寺、不¹⁰³漏¹⁰⁴一寺¹⁰⁵、不¹⁰⁶残¹⁰⁷一庄¹⁰⁸、各下¹⁰⁹知彼寺司等¹¹⁰、早¹¹¹令¹¹²注¹¹³進庄々田数、所当并仏事用途¹¹⁴、具¹¹⁵勅¹¹⁶指¹¹⁷帰¹¹⁸、宜¹¹⁹待¹²⁰裁¹²¹断¹²²」と、諸寺に寺領の子細と仏事用途の注進を命じている。⁹⁴このように、諸寺の財産を把握しようとする朝廷の動きは鎌倉時代にも見受けられ、朝廷が依然として寺院社会を重視していたことが窺える。そうであるならば、院家が寺家からの干渉を避けるために朝廷の承認を求めることは、朝廷にとっても、自身の権威付けや勢力の拡大などの点で有益なものであったと推察されよう。

一方醍醐寺では、三宝院の座主房化とともに寺内における座主の管領権が増し、一時は醍醐寺政所が院家の相承を承認するまでに至るが、やがて三宝院の院家の側面が強まったことで各院家の自立が進むと、院家の相承に際して、朝廷をはじめとした、寺外の権門からの安堵を請う動きが盛んになるのである。⁹⁶すなわち寺家から自立しようとする各院家が、寺外からの安堵を必要としたのに対し、朝廷をはじめとした寺外の権門も、安堵を通して寺院社会を管領下に組み込もうとするようになり、双方の利害は一致していたといえるだろう。さらに両統迭立や南北朝の動乱など、社会的動乱期にはそ

うした傾向が一層顕著になると推測されるのである。

加えて各院家の自立は、院家間にも序列と支配・被支配関係を生じさせた。殊に「醍醐三流」の拠点となった三宝院・理性院・金剛王院と、元海が開いた無量寿院、勝賢・成賢弟子の深賢による地藏院、さらに成賢弟子憲深の報恩院などが有力な院家として発展し、他の院家・私房等を多数管領下に置くようになる。ではこのように院家間に階層が生まれ、互いに寺内における位置付けを競い合う状況の下で、各院家の位置は何によって決定付けられたのだろうか。

これまでみてきたように、私房・院家を維持し、存続させる根拠となったのは師資相承の原則であった。さらに院家として独自の法流を相承することで、師資相承の原則は一層強固なものとなっていったと捉えられる。例えば定海以降にみられる、三宝院流による座主職の独占的な継承も、法流を軸とした師資相承の原則に支えられたものであったといえよう。また、先の三宝院・理性院・金剛王院・無量寿院・地藏院・報恩院が寺内で権勢を誇り得たのも、それぞれの院家が小野六流や東密三六流に数えられる法流を相承していたためと推察される⁹⁷。したがって寺内における院家の位置付けは、各院家に伝わる法流を基準としてなされたと考えられるのである。

本稿では、寺院社会における財産譲与の発生と変化を明らかにした上で、醍醐寺の事例を基に、財産譲与の観点から院家と寺家との関係の変化を追究した。その際に着目したのは堂舎や土地をはじめとした、動産・不動産双方における具体的なモノの譲与であった。だがそれぞれの院家の存在意義を示し、かつ寺内での位置を定める基準となったのが法流であるならば、堂舎や土地といった経済的基盤の相伝のみならず、法流の相承もまた極めて重要な問題であったと考えられる。そのため寺院社会の相続を捉える上では、財産譲与とともに法流の相承についての考察も不可欠であるが、本稿でその点を詳述することは紙幅の都合上叶わないため、稿を改めて論ずることにしたい。

註

- (1) 『鎌倉遺文』三二四四三号。
 (2) 僧尼令18不得私蓄条(井上光貞ほか校注『日本思想大系三 律令』岩波書店、一九七六年)。「園宅」は園地(田令15園地条)と宅地(田令17宅地条)であり、「財物」は動産のことと考えられる(喪葬令13身喪戸絶条)。
 (3) 永村眞「院家」と「法流」―おもに醍醐寺報恩院を通して―(稲垣榮三編『醍醐寺の密教と社会』山喜房佛書林、一九九一年)、関口崇史「中世寺院における所職・所領相続について―醍醐寺僧覺雅の相続問題を中心にして―」(『大正大学大学院研究論集』一二一、一九九八年)。
 (4) 山岸常人「中世寺院の僧房と僧団」(同『中世寺院の僧団・法会・文書』東京大学出版会、二〇〇四年)。
 (5) 伊藤清郎「中世の醍醐寺」(同『中世日本の国家と寺社』高志書院、二〇〇〇年)。
 (6) 土谷恵「中世初頭の醍醐寺と座主職」、「房政所と寺家政所―十二世紀前半の醍醐寺と東大寺―」、「座主房の組織と運営―中世前期の醍醐寺三寶院―」(同『中世寺院の社会と芸能』吉川弘文館、二〇〇一年、初出は順に一九八八年、一九八八年、一九九一年)。
 (7) 『大日本古文书 醍醐寺文书』二、三七二二号(以下『醍』②三七二二のように略記)。
 (8) 法流は「仏法の流派」、「師資相承の法系」(『日本国語大辞典』「法流」項)との通用の語義に加え、師資間の付

法によって相承される、「独自性をもった教相・事相の体系」と、この体系を伝持する師資集団(永村眞「院家」と「法流」(註3所掲)、二五〇頁)との語義で用いることにする。

- (9) 一般に院家は、親王や公家出身の僧尼が止住する寺内の院・房と捉えられる(『国史大辞典』「院家」項)が、本稿では堂舎そのものと経営組織、そこで継承される法流を併せた概念として捉えていく。なお先行研究では永村眞氏が、本稿と同様に「院家」を建造物への呼称に加え、住僧によって構成される経営組織も表す語として用いている(永村眞「院家」と「法流」(註3所掲)等)。一方で杉山信三氏の『院家建築の研究』(吉川弘文館、一九八一年)は、建造物としての「院家」に着目したものである。
 (10) 醍醐寺文化財研究所編『醍醐寺新要録』上・下、宝蔵館、一九九一年(以下『新要録』と略記)、巻第一二「報恩院篇」。
 (11) 『新要録』巻第一二「報恩院篇」。
 (12) 『醍』②三〇六一。
 (13) 『醍』②三〇六一。
 (14) 『新要録』巻第一「開山篇」。
 (15) 山岸常人「中世寺院の僧房と僧団」(註4所掲)、一〇九頁。
 (16) 靈龜二年(七一六)五月一七日には、諸国の寺院が所有する財物田園を国師・衆僧・国司・檀越等が検校、案記

し、ともに出納するようにとの命が出されている（『新訂増補国史大系 政事要略』巻五六）。

(17) 「仏物・法物・僧物」については、笠松宏至「仏物・僧物・人物」（笠松宏至『法と言葉の中世』平凡社、一九九三年、初出は一九八〇年）参照。

(18) 『統群書類従』一七下。

(19) 京大学文学部日本史研究室編『安祥寺資財帳』思文閣出版、二〇一〇年。

(20) 中島俊司校訂『醍醐雜事記』総本山醍醐寺、一九七三年（以下『雜事記』と略記）。

(21) 『平安遺文』三一四七号。

(22) 『平安遺文』一五六号。

(23) 山岸常人「中世寺院の僧房と僧団」（註4所掲）、一〇九頁。

(24) 『平安遺文』二〇一三号内、「件房敷地、頼智開発之後、領掌已経三年序」との記述による。

(25) 『平安遺文』四八九二号。

(26) ただし同条では、「有_レ由緒所領等者、可_レ除_レ之也」と定められており、氏寺としての立場や土地の寄進者との関係といった、俗界と完全には切り離せない寺院の立場を窺うことができる。

(27) 一例として、保元二年（一一五七）に戒仁が東大寺内の房地を売却した際の売券（『平安遺文』二九〇七号）等が遺されている。この売券には「件房地者、僧戒仁相伝所

領也」とあり、「房地が相伝の対象となっていたことが分かる。なお、戒仁本人の花押に加えて女子一名の略押と一男の名が記されており、子どもたちの承認を必要としていることから、この房地が戒仁の親子間で相伝される可能性もあったことが窺える。

(28) このころの僧房の売買、相伝に関しては、山岸常人氏が興福寺や法隆寺、東大寺等の事例を基に論じている（同「中世寺院の僧房と僧団」（註4所掲））。

(29) 『大日本古文書 石清水文書』六、五〇号。

(30) 著者は以前、分割相続における譲状と処分状の相違について考察し、両文書を区別すべきことを提示した（拙稿「相続の観点からみる「処分状」——その発生と原理的役割——」（『史学雑誌』二二〇—二二、二〇一一年一月））。

そこで見出したそれぞれの文書の役割は、譲状が各相続人の相続分を保証し、相続人一人一人に渡されたのに対し、処分状は財産配分の全容を明らかにし、原則として嫡子など、「家」の統率者たるべき者に渡されたというものである。本稿で称するところの譲状・処分状はその区別に基づいたものとするを、予めお断りしておく。

(31) 佐藤進一「新版」古文书学入門、法政大学出版社、二〇〇三年。

(32) 佐藤進一「新版」古文书学入門（註31所掲）、二四八頁。

(33) 『大日本古文書 石清水文書』六、五一・五二号。

(34) 佐藤進一「新版」古文書学入門(註31所掲)、二四八頁。

(35) 『新要録』巻第一「開山篇」。

(36) 『新要録』巻第一「延命院篇」。延命院は、醍醐寺を建立した聖宝の住房である(『醍醐報恩院血脈』(『続群書類従』二八下)、『真言諸山符案』(『大日本史料』第二編之二、長徳元年二月二七日二条)。

(37) 『新要録』巻第一四「座主次第篇」、『醍醐寺座主讓補次第』(『続群書類従』四下、以下「讓補次第」と略記)。

(38) 『新要録』巻一四「座主次第篇」。

(39) 『日本国語大辞典』「付法・附法」項。

(40) 永村眞「院家」と「法流」(註3所掲)、二三九頁。

(41) 『醍』①一七四。なお後にも触れるが、賢覚は理性院流の祖である。また、本文書の端裏書には「此外又最後御讓状在レ之」と、後日の讓状の存在が示されており、その内容は後述の『醍』②二九二より推察することができる(註51・52参照)。

(42) 伊藤清郎「中世の醍醐寺」(註5所掲)。

(43) 『新要録』伽藍部・神祇部・諸院部・諸堂部・末寺部、伊藤清郎「中世の醍醐寺」(註5所掲)を基にした。

なお、『新要録』諸院部には上醍醐の北尾塔・花台院・遍照院を同所と捉える記述もみられる。また、ここに挙げたもののほか、上醍醐の養性坊(『醍』①二五九)、末寺の釈尊寺(『醍』④六五〇)、摂津国境北庄常楽寺(『醍』⑤一

〇一一)の存在が確認される。

(44) 『新要録』諸院部、巻第一四「座主次第篇」等。

(45) 『醍』①二二三。

(46) 『弘鑊口説』(『続群書類従』二七上)。

(47) 『新要録』巻第一四「座主次第篇」。

(48) 『新要録』巻第一四「座主次第篇」、『讓補次第』を基に筆者作成。座主職が師資相承されるようになった第一一代座主明観から、第三五代座主憲深に至るまでの座主を掲載した。

(49) 土谷忠「房政所と寺家政所」(註6所掲)。

(50) 『醍』①一七四。

(51) 『醍』②二九二。本文書の記述により、宝心が東安寺別当職とともに寺領の加賀庄も相承していたことが判明する。

(52) 本文書から、賢覚の遺誡の内容を知ることができる。具体的には、東安寺の笠取東庄は鳥羽に、東安寺加賀庄は宝心に譲与し、加賀庄においては宝心の後に宗命が治めるよう定めている。

(53) ただし得藏庄については、宝心に一期限りの知行を認められている。

(54) 『醍』①一六九。この相論の裁定については詳らかにする史料が見当たらないが、延命院院主職には頼昭、範俊の順で就任しており(『雑事記』巻第二、「寺務執行次第」、範俊が院主の間は公観が笠取東庄を治めたと推測さ

れる。

(55) 東京大学史料編纂所写真帳による『醍醐寺文書』七六函五六。なお土谷恵「中世初頭の醍醐寺と座主職」(註6所掲)、一六一―一七頁に活字化した全文が掲載されているほか、『讓補次第』の冒頭と『醍』②四三九―五に抄出が載っている。

(56) 兩人とも源師房の子孫であり、定海は源頭房息、元海は源雅俊息で、定海と雅俊は兄弟である(『新訂増補国史大系 尊卑分脈』三(以下『尊卑分脈』三のように略記)「村上源氏」)。

(57) 『醍』①一七四。賢覚が宝心に記した文書について、同史料では「付属処分文」と呼んでいるが、文書の内容から讓状と判断したため、本稿では讓状と称する。

(58) 佐藤進一・百瀬今朝雄・笠松宏至編『中世法制史料集 六 公家法、公家家法、寺社法』、岩波書店、二〇〇五年。

(59) このように現状を追う形で新たに定立された法が、いわゆる「折中の法」である(笠松宏至「折中の法」(同『法と言葉の中世史』平凡社、一九九三年、初出は一九七七年)。

(60) 『中世法制史料集六 公家法、公家家法、寺社法』(註58所掲)。

(61) 追加法九七条(暦仁元年二月七日「諸堂供僧等事」)(佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集一 鎌倉幕府法』岩波書店、一九五五年)、『鎌倉遺文』五三四七号。

(62) 追加法五六一条(弘安七年八月 日「御内領内寺社別当供僧等事」)(『中世法制史料集一 鎌倉幕府法』(註61所掲)、『鎌倉遺文』一五二八九号)。

(63) 『三宝院文書』第三回採訪二五 山城(『大日本史料』第五編之六、寛喜三年九月一九日二条)。

(64) 「はじめに」で定義した私房と院家との区別に基づいて、覚洞院と遍智院の各讓状に記された讓与対象物を検討した結果、経藏や住僧等が含まれており、法流や経営組織を有するという院家の条件を満たしているため、両者を院家と判断した。

(65) 『三宝院伝法血脉』、『三宝院流嫡々相承次第』(『大日本史料』第四編之五、建久七年六月二二日条)、『鎌倉遺文』補遺一八〇号。

(66) 『讓補次第』。

(67) 『醍』②三四一―六。

(68) なお『醍』②三四一―六と同内容の讓状案である『醍』①二〇八―二では、「教深僧都」が「教源僧都」とされている。ただし『三宝院文書』第三回採訪二五 山城(『大日本史料』第五編之六、寛喜三年九月一九日二条)記載の血脉には「教深僧都」の名のみ見受けられるため、ここで現れているのは「教深僧都」と推測される。

(69) 『醍』②三四一―六。

(70) 『三宝院流嫡々相承次第』、『伝灯広録』小野方 伝法嗣祖流派分之一(『大日本史料』第五編之六、寛喜三年

(91) 『釈氏要覽』上巻「師資相撰」項(藏中進・藏中しのぶ編『寛永十年版釈氏要覽 本文と索引』和泉書院、一九九〇年)。

(92) 戒律に則りながら「寺財」を「私財」へと轉換させる過程は、永村眞氏が明らかにしている(永村眞「『院家』の創設と発展」(同『中世東大寺の組織と経営』塙書房、一九八九年)。

(93) 公家法 法規四一条(建久二年三月二二日 宣旨) (『中世法制史料集六 公家法、公家家法、寺社法』(註58 所掲)。

(94) この宣旨に応じて提出された所領注文として、西大寺のものが遺されている(『鎌倉遺文』一九八九三号)。

(95) その一例としては、第二章で検討した『醍』②二九二が挙げられる。

(96) 『醍』②三三五、三四二―一等。

(97) 三宝院流・理性院流・金剛王院流は小野六流に含まれ、無量寿院流・地藏院流・報恩院流は三宝院流から分派したものである。また、報恩院流は後に三宝院と三宝院流の正統を競い合うまでに発展していく。

〔付記〕 本稿は、JSPSS科研費 15J12377による研究成果の一部である。

(日本学術振興会 特別研究員)